

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第8回 議事録

日時：平成27年2月17日（火曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館地下2階講堂

○山本委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会」の第8回を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、またオブザーバーの皆様におかれましてはご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　よろしくをお願いします。

まず委員、オブザーバーの出席状況についてご連絡をさせていただきます。本日は池本委員、小塚委員、渡辺委員からご欠席との連絡をいただいております。藤原委員につきましてはまもなくおみえになると思っております。

次に配付資料でございますけれども、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧がございます。資料1～資料5まで、資料2につきましては資料2-1と資料2-2がございます。それから最後に委員提出資料1がございます。資料についてはよろしいでしょうか。

もし不足、乱丁等がございましたら議事の途中でも結構ですので、事務局までお申しつけいただければと思います。

○山本委員長　それでは、討議に入ります。

本日の議題は「「中間的な論点整理」に関するパブリックコメントの結果及び今後の検討について」、これが1点、それから「加盟店調査の実施主体等について」ということになってございます。本日は議題ごとに議論することにさせていただきます。

まずは事務局からパブリックコメントの結果及び今後の検討に関する説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　それでは、資料2-1をごらんいただければと思います。「中間的な論点整理へのパブリックコメント結果について」と申します縦長の資料でございます。

概要のところに書いてございますように、昨年12月25日から約1ヵ月間、パブリックコメントの募集を行いました。その結果、意見としては143名、意見の件数としては391

件の意見をいただいております。3以降につきましては類似のご意見をまとめさせていただいた上で、ただ趣旨が同じであっても理由が大きく異なるようなものについては別途に分けて記載をさせていただいております。

それでは、時間の関係もありますので細かくご説明できませんけれども、ざっとご説明をしていきたいと思っております。

まず全般についてということですが、1番のご意見は、過度な規制が正常なビジネスの発展を阻害するということで、立法事実がある場合に必要最小限にとどめるべきであるということ、それから国内外で不公平が生じないように留意すべきだというご意見です。

2番ですけれども、こちらにつきましては議論の発端となっている消費者の相談・苦情内容の分析が十分なされておらず、立法事実が明確化されていないということで、まずそうしたことを把握するべきだというご意見でございます。

3番につきましては、多くの事業者が影響を受けるので、幅広い事業者や経済団体からも意見を聞く機会を設けていただきたいという意見でございます。

続きまして、2.2.の近時の消費者相談の動向でございますけれども、これも先ほどの2番と同様でございます。苦情内容の内訳について明らかにした上で、具体的な対応をするために必要な制度のあり方を検討すべしというご意見でございます。

第2章の1.クレジットカード取引の利用環境の変化等ということで、5番の取引につきましては、マンスリークリア取引に係る消費者相談・苦情件数が増加傾向であるということで、イシューが相談者の申し出に基づく「調査」を積極的に実施できるように体制の強化が望まれるというふうにした上で、次のページにまいりまして、業界団体等の協力体制の確立ですとかシステム整備が必要というご意見になっております。

6でございますけれども、こちらにつきましては先ほどと同様に国民生活センターの消費者相談・苦情を調査・分析をして、どのような措置が必要かということを検討していただきたいということと、理由の少し上、意見の最後のところに書いてございますけれども、国内のアクワイアラーの加盟店調査に係るノウハウを尊重していただき、一律の過度な規制とならないようにしていただきたいという意見でございます。

4ページにまいりまして7番ですけれども、こちらは逆に加盟店の調査管理義務の内容については、各事業者の裁量に委ねることなく、加盟店契約時、途上審査、苦情発生時の調査の各時期について調査対象義務を具体的に明文化すべきというご意見でございます。

各事業者の裁量とするのはその責任を不明確にするので反対というふうにされております。

8 番ですけれども、アクワイアラーだけでなく、イシューアーに対しても同様な義務付けをすべきだというご意見でございます。

9 番につきましては、消費者苦情が多く発生している取引類型について、その違法性の問題を明確化することが国際ブランドルールに基づく取引排除等の連携につながるということで、とりわけ、海外アクワイアラー経由の取引においては、国際ブランドと連携し、さらなる対策を検討することが必要というふうにされております。

10 番ですけれども、「悪質加盟店を生じさせない体制等の仕組み」について、事業者による導入と運用を義務化すべきというご意見でございます。

11 番ですけれども、これも 8 番と同様にイシューアーに対して不適正取引を義務づけたり、消費者からの苦情について適切な処理を義務づけていただきたいというふうなご意見をいただいております。

次に 6 ページにまいりますけれども、12 番、こちらにつきましては契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデルについて、各事業者の裁量に任せるのではなくて、不正送金の発見が可能な途上審査を重視すべきだというふうなご意見でございます。

13 番ですけれども、こちらにつきましては、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきであるということに賛成をされるということで、理由としては 7 ページに書いてありますように取引実績がない、または非常に少ない個人事業主やベンチャー企業、そうした方が排除されないようにすべきだという趣旨でございます。

14 番は、海外アクワイアラー経由の取引についても、国内の加盟店の調査義務を課すべきだというご意見でございます。

15 番につきましては、マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず、それから国内と海外経由かを問わず、登録義務を課すべきだというご意見でございます。

8 ページの 16 番ですけれども、こちらのほうは PSP と類似するものについて適用範囲がいたずらに広範に及ぶようなものにならないように適切な制度設計をお願いしたいということで、ショッピングセンター等への影響についてのご意見でございます。理由①、理由②それぞれ書いてございますけれども、百貨店ですとかショッピングセンターにつきましては、単なる一過性の販売行為の契約とは違って、継続的な営業的な関係のもとに結ぶものであるとか、カード取引以外にも密接な関係にあるということで、同じように適用

するということはどうかという趣旨のご意見でございます。

9 ページの 17 番ですけれども、こちらにつきましては問題が発生している事象を特定した上で、悪質加盟店という病理現象に焦点を絞った適正な制度設計をお願いしたいという意見でございます。

18 番ですけれども、こちらにつきましては、まず事業者に加盟店調査義務を課すことによってクレジット取引における日本の国際的競争力を低下させないように十分配慮していただきたい、海外法制についても調査検討していただきたいということで、理由としましては、10 ページに書いてございますように、かえって国外に、例えば通信販売を行う加盟店が海外に出るとか、そういうようなことでよりその問題が発生をするのではないかとということでございます。

19 番につきましては、これも加盟店調査手法につきまして「途上重視型」への転換が必要不可欠であるというご意見でございます。現在、「途上重視型」に転換することで「初期重視型」により排除されていた優良な事業者を国内アクワイアラー/PSP が積極的に取り込むことが強く望まれるというふうにされております。

20 番でございますけれども、こちらでも決済サービスはイノベーションの創出が期待される分野であるので、規制の必要性とか導入による影響を慎重に議論・検討しないままで拙速に結論を出せば日本経済に大きなマイナスの影響を及ぼしかねないというご意見でございます。本論点整理をやる上では、やはり決済代行業者とは何者であるのかということをはっきりした上で、規制を検討すべきだというふうに書かれております。

21 番でございますけれども、こちらにつきましては加盟店調査だけではなくて、加盟店への売上金支払が確保されるような措置についても検討いただきたいというご意見でございます。

22 番ですけれども、こちらはイシューに対して不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を定めないことは、イシューの責任を後退させるものになるので、カード発行会社、消費者に対し直接責任を負うべき立場であり、その責任内容を明確にすべきというご意見でございます。

12 ページにまいりまして、ここからはマンスリークリア取引について意見が出されております。こちらにつきましては適用すべきという意見と適用すべきではないという意見がかなり多く出されております。まず適用すべきという意見の理由ですけれども、①に書いてありますように、インターネット取引でのマンスリークリア取引がふえている。それか

ら、抗弁の接続が認められれば、イシューアの積極的関わりが期待できる、それから後リボが適用されているので、マンスリークリアは適用除外というのは取引の実情に合わないという意見でございます。

②につきましては、後払いである点、クレジットカード会社が立て替え払いを受けられる点については、他のクレジット取引と変わらないということが理由になっております。それから、23の②の真ん中あたりに書いてありますように、マンスリークリア方式も含めてクレジットカードを利用することで利益を得ているのはクレジット会社なので、それにそもそも被害実態は少なければコスト負担も少ないのではないかというご意見でございます。

23の③にまいりますけれども、こちらにつきましては、デビットカード、プリペイドカードは後払いという観点でクレジット取引とは異なるので、比較しても意味がないという理由でございます。

23の④は、相談発生率を0.00085%としているけれども、マンスリークリア取引の場合、1つの被害事例で複数回の取引となっているものがあるので、こうしたことを考えると、そのトラブルの発生率というのは包括と変わらないのではないかというご意見でございます。

次の23の⑤は給付関連説に立てば、マンスリークリア取引についても理論上抗弁対抗を認めることは可能ではないかというご意見でございます。

続きまして⑥でございますけれども、こちらにつきましては、次の14ページのほうに書いてございますけれども、マンスリークリア方式において消費者が抗弁対抗をすることができるよう立法的手当をすることで、事実上、カード利用者がチャージバックをするようにイシューアに働きかける権限を付与することになり、そういう経済的なインセンティブを与えることになるという理由でございます。

続きまして、反対に適用すべきではないという意見でございますけれども、24の①はまず悪質加盟店を排除するインセンティブをアクワイアラーに与えるためにこうした抗弁の接続を適用するということがあると思われるけれども、現実にはそういうインセンティブはほとんど発生しない。2.のところに書いてありますように、これは、1つは保険の強制的なものであるけれども、この根拠についても合理性が低いということで、まず14ページの一番下書いてありますように、リスクを最も効果的にコントロールできるのは、取引をした本人であるけれども、割賦取引は、他の取引手段に比べて決済金額が大きくな

りがちであって、その損失額が大きくなりがちなので、リスクが実現した場合に備えて保険を購入しておくことも合理性が高まる。ここにおける強制的な保険と申しますのは制度的な保護措置というふうな意味で使われていると思われかもしれませんが、他方で消費者のほうは、自分は被害に遭わないと楽天的なので、保険の購入を強行法規として強制することに合理性が出てくる。しかしながら、その負担というのはすべてのカード利用者に広く、薄く負担されることになるので、結局そうしたことを加盟店が負担するのではないかと誤解する向きがあるかもしれないけれども、結局は消費者が負担をすることになるということに注意すべきだということが書かれております。それから 3. にありますようにファイナリティが付与されるタイミングが遅くなるということで、カード取引としての利便性が失われるのではないかとということが書かれております。

済みません、少し長くなりましたけれども、24-②でございますけれども、こちらにつきましては、日本クレジット協会の調査では、消費者苦情が法規制をしなければならないほど増加しているとは認識をしていない。それから、マンスリークリアについて誘因性・複雑性があるとは考えられず、他の決済手段との平仄の観点から、マンスリークリアのみ抗弁の接続等の規制をすべきではない。それから、モラルハザードを誘発する可能性とか、マンスリークリアについては、手数料等は徴収していないということについても理由として挙げられております。

24-③でございますけれども、こちらにつきましては、同様にマンスリークリアについては支払い猶予の期間が最大でも 2 ヶ月なので、現行の包括信用購入あっせんと同様に悪用される危険性は認められないということで、両者は相違するのではないかとということが書かれております。そうした意味で、マンスリークリア取引というのは一時的な手元資金の不存在に対応するためのキャッシュレス取引として利用されるか、または非対面における簡易な決算手段として用いられるもので、この点は他のキャッシュレス取引と変わるところはないというふうにされております。

24-④でございますけれども、こちらにつきましては問題の所在が把握できていない段階で、次の 18 ページへまいりますけれども、全事業者に重大な影響を及ぼす抗弁の接続を認めることは、正常な取引に与える負の影響が余りにも大きく反対というふうにされております。

イシューアにおける相談苦情対応につきましては、25 は画一的な法的義務を課すのではなく、自主的な取り組みに委ねるべきであるというご意見です。

26 つきましては、結論は出ていない中で中立的な表現にすべきという意見です。

27 でございますけれども、こちらにつきましては、指定信用情報機関のような苦情情報を一元化し、データベースを構築、提供することを検討してはどうかという意見でございます。

28 につきましても、こういうイシュー一起点による情報提供というのはぜひ実現していくべきだというふうにされた上で、さまざまな実務的な課題を解決するために「情報連携処理」に関する仕組みを検討すべきというご意見でございます。

20 ページにまいりまして 29 番でございますけれども、こちらにつきましてはイシューがやはり間接加盟店の取引適正化についてもアクワイアラーなどと連携して調査管理をすべきだというご意見です。

30 番は、マンスリークリア取引についても、苦情発生時の適切処理義務を明記すべき。

31 番についても、イシューの適切な苦情処理義務や、不適正取引防止義務を明確にしてほしいというご意見でございます。

32 につきましては、若干違っておりますけれども、イシューの苦情対応について自主行動基準などを定めるべきであり、法による規定を要望するというふうなご意見をいただいております。

セキュリティのほうにつきましては 21 ページ以降に書いてありますけれども、時間の関係で少し短めにご説明させていただきますと、一律に制度的な規制を課すべきだという意見というのはなくて、むしろやはり実態に合わせた検討を行っていただきたいということでございます。

その中で若干補足しますと、33 番はイシュー、アクワイアラーだけではなくて、すべての事業者について実態を踏まえた検討を行っていただきたいということ。

それから 34 については、カード番号を非保持化するに当たってカード会社側の体制整備が必要だというご意見で、加盟店から取引の照合のために照会したときの体制とか、そういうようなものもあわせて整備をすべきだというご意見でございます。

35 番につきましては、これはカード番号情報のオーナーシップの明確化、加盟店へのカード情報の返還義務等ということで、非保持化したとしても、本来、カード番号情報については加盟店がもっているものなので、これについて検討いただきたいということでございます。

それから 36 番、不正使用対策ですけれども、こちらにつきましても先ほど総論的に申

し上げたとおり、すべての事業者による横断的な体制において、他の施策も含めて推進のあり方を協議していただきたい。

37 番につきましては、そういう対策を導入するために当事者が足並みを揃えるための具体的な施策が必要で、例えばファンドのようなものを設けた諸外国の事例が参考になるのではないかということ、それからイシューアが利用者の被害報告に対して柔軟かつ適切な調査を実施すべき、それから消費者に瑕疵がない場合に、負担が転嫁をされないようにすべきだというようなご意見でございます。

38 番につきましては、独自に効果的な対策を講じている加盟店が徒に追加的な負担を負うことがないように配慮しつつ、制度的な枠組みと実務的な取組みの両面から、不正使用対策の推進の検討が必要であるという意見に賛成をするということで、特定の手段にこだわることなく対策を考えるべきだというふうなご意見でございます。

39 番ですけれども、不正使用が行われた場合の法律効果についても規定を整備すべきだというご意見で、特に下のほうに書いてありますが、家族や同居人について問題意識をもたれているということでございます。

40 番でございますけれども、こちらにつきましては、ここにありますように、特定の技術的手段を法に定めて規制することはなじまない。関係事業者による実務的な対応に委ねるべきであるというご意見でございます。

41 番については、これはクレジット産業に関わるすべての事業者が相応に役割を分担した上で不正利用の現象により生じた経済的便益を各プレーヤーが応分に享受できる体制をつくっていただきたい、それから行政には金銭的支援策も検討していただきたいという意見でございます。

42 番ですけれども、こちらにつきましては、教育ローン等の個別信用購入あっせんに関する規制緩和の要望でございます。これについてはまた別途の日に時間をいただいてご議論をいただきたいと思っております。

26 ページの 43 番、これは支払可能見込額調査について、枠組みを基本的に維持するとしても、クレジット業界が長年培ってきた審査ノウハウを活かした与信が行える仕組みを許容できるように、規制緩和について今後、検討していただきたいというものでございます。

44 番は、個別信用購入あっせんについても、加盟店管理や適切な与信をすることを希望するということで、既払い金返還義務違反を行政指導の対象にしてくださいというご意見

でございます。

45 番につきましては、包括についても民事ルールを検討すべきだということで、こちらにつきましては既払い金返還の義務を法定することというご意見になっております。

46 番につきましては、利用明細書に PSP の社名とかその略称などが記載されているだけなので、わかりやすいような請求書を発行してほしいという意見でございます。

済みません、駆け足で、かつ時間が長くなってしまいましたけれども、資料 3 をごらんいただければと思います。このパブリックコメントを踏まえまして、概ね以下の方向で検討を継続したいと考えております。

まず 1. ですが、相談・苦情の発生状況につきましては、現在、国民生活センターのほうにご協力をいただきまして、平成 20 年の改正割賦販売法施行前と近時の傾向を比較するというので、もう少し細かな分析の準備をしております、この準備ができた段階で国民生活センター様からご説明をいただこうと考えております。

それから 2. ですが、パブリックコメントの取扱いにつきましては多様な意見をいただいております。こちらにつきましては今後の議論の参考にするということで、中間的論点整理に基づいてさらなる論を進めるということにさせていただこうと思っております。

幾つか中間論点整理の文言自体の修正を求められているご意見がございますけれども、今回のパブリックコメントは今後の検討の参考にするためということで募集をしたものでありまして、ご意見の趣旨は今後の小委員会での検討の参考とするが、中間的な論点整理の文言自体は変更しないということにさせていただきたいと思っております。

それから検討の進め方でございます。8 回は今回でございますけれども、9 回以降、順次、以下の事項を検討してまいりたいと思います。「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否」といいますのは、教育ローン等の適用除外についての検討でございます。それから「取引の電子化に対応するための技術的事項」と申しますのは、割販法に基づく各種書類等について、さらに電子化の余地があるかどうかといった点についてご検討いただけたらと思っております、こちらにつきましては各事項の要望主体からのご提案を踏まえて検討したいと思っております。

それから、マンスリークリア取引につきましては、先ほど申し上げましたように相談・苦情発生状況の分析をもとにし、それからそうしたものをもとにした上で措置の必要性、それから措置した場合の社会的負担の分析をもとにした措置の妥当性を検討するという

ことで、負担のところについても、もう少し何か具体的な議論はできないかということで検討させていただいております。

2. のセキュリティ対策の方向性につきましては、まず番号情報等の保護につきましては、今、個人情報保護法の見直し作業が今進んでおりますので、そうした制度改正の動向と割販法における規定の関係について事務局のほうで整理をした上でご議論いただこうと思っております。

それから、ここに書いてありますのは番号の保護と「2.2. クレジットカード利用時の不正使用対策について」につきましては、「2.3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について」ということで、少し幅広い関係者からなる協議会のようなものを設置して議論を行おうというふうに考えておりますので、そうしたものの取組状況をご報告した上で検討するというにさせていただければと思います。

最後でございますけれども、「加盟店の調査にかかる事項の具体的な制度設計」及び「イシューによる相談苦情対応等について」は、本日、骨子的な、制度の中心的な部分についてお諮りをしておりますけれども、本日の議論を踏まえましてさらに整理案をして、ご議論をいただくというふうに考えております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○山本委員長　それでは、ただいまご説明があった内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

それでは、まず尾島委員からお願いしたいと思います。

○尾島委員　では、折り込み済みだとは思いますが、全般的なことで発言したいと思います。意見の中にもありましたが、立法事実というような言い方をされていますけれども、要するにどういう点に問題があって、立法するとどういう解決ができるのか、どういうふうにうまくいくのかというようなことを丁寧に説明していく必要があるのではないかというように思いました。実際、一定の規制をするということになれば、どこかでコストが生ずるというようなときに、その立法によるコストというのが正当化できるのかとか、どこかに負担が行くのだけれども、それはやむを得ないのだとかいうようなことも含めてきちんと説明できるとうまく納得いただけるのではないかと考えております。まず全般的な進め方ということで発言させていただきました。

○山本委員長　それでは鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員　これは感想なのですが、パブリックコメントを見せていただきまし

て、消費者苦情相談、PIO-NET のデータについて疑義を感じている声が少なからずあったように思いまして、PIO-NET に係る誤解を解消して消費生活相談の現場で得られた状況などを今後、ご理解していただけるようにしたいと思っています。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

ほかにご意見、丸山委員、お願いします。

○丸山委員     パブリックコメントについてですが、先ほども指摘がありましたように、恐らく事業者サイドから言われている問題状況の正確な分析は確かに必要なのですけれども、逆に事業者サイドの側が強調している実務への過剰負担とか取引萎縮といったことについても、可能な範囲ではエビデンスをもって示していくということをする、お互いに説得的な議論ができるのではないかと思います。懸念材料も、なるべくデータその他エビデンスをもって議論していけるとよいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

與口専門委員、お願いします。

○與口専門委員     パブリックコメントを拝見させていただきまして、今後さらに議論を進めるに当たりまして委員の方々との間で少なくとも2点ぐらい共通認識を得ておく必要があるような気がしております。1つは、悪質加盟店というふうに、これは前にもお話をしたかと思うのですけれども、どういう加盟店が悪質加盟店ということを指すのかということについてのやはり共通認識が必要だと思っています。例えば、悪質加盟店イコール違法行為を行う加盟店だということであれば非常に客観的ですし理解しやすいので、共通認識もとやすいですから議論も進むような気がいたしますけれども、一方で何らかの評価ですとか判断みたいなものが入り込むということになれば、だれがどういう基準で悪質と判断するのかという問題が生じてくるような気がいたします。悪質性に関して、非常にあやふやな根拠で議論をしていくということになりますと、当然実務においても加盟店対応もできませんし、ましてや加盟店を将来的に排除するというについては非常に困難ではないかというふうに考えているというのが1つ目です。

もう一点、2点目ですけれども、カード会社の適切な苦情の処理という言葉が随所に出てくるのですけれども、そもそも苦情とは何なのかということと、それから、クレジットカード会社にとって適正な処理というのはどういうものなのかということについて、やはり共通認識が必要ではないかと思っています。バプコメの中でカード会社がすべての消費

者トラブルを解決する責任があるように読み取れるというような部分もあったかと思うのですけれども、カード会社としては支払いに関することであれば当然責任をもって対応いたしますけれども、加盟店とカード会員との売買契約等の部分については、できることはやりますけれども、おのずと限界があるというところだろうと思っています。法律で対応しなければいけない苦情というのはどういうものなのか、それに対してカード会社がどこまで対応すれば適切に対応しているというふうにご理解いただけるのかということについて共通認識ができていないと、このまますれ違ったまま議論が進んでいくと恐らく両方まじわることなくお互いに言い合って終わりということになってしまうような気がいたしております。

そういう意味で、配っていただきましたお手元の資料3の部分の1のところ、これから相談・苦情の発生状況の検証について国民生活センターさんからご説明をいただけるというようなお話になっております。これについては、今、私どものほうでも前々から前半のほうで議論がありましたカード会社ごとに消費者に対する対応が異なるというようなことについて、我々のほうも何か業界として対策を講じたいと今考えておりまして、国民生活センターさんにもご協力をいただきまして、具体的な事例などもご提供いただきながら、何か研修会のようなものを開いて皆さん、カード業界全体で標準化を図っていけないだろうかという検討を今、開始をしております。そういう意味で、国民生活センターさんにお忙しい中、いろいろとお調べをいただき、ご協力をいただいている中で重ねてのお願いになるので心が痛むのですけれども、このご説明をいただく際にかねてからお願いをしておりますし、今もお話がありましたように、どのような問題がどのぐらいの件数があるのかといった点についてできるだけ定量的な形でご説明をいただけますと、対処していかなければいけない議論のポイントみたいなものが明確になるのではないかというふうに思ったりします。

最後ですけれども、相談の案件において具体的にクレジットカード取引の何が問題だというふうにお考えになられているのか、それに対してカード会社にどういうことを求めたいのかということもあわせてご説明をいただきますと、今後の対応についてこの小委員会で共通認識が得られやすくなるのではないかと思いますので、その点についてもよろしくお願いをしたいと思っております。

済みません、長くなりましたけれども、以上です。

○山本委員長      どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか、沢田委員、お願いします。

○沢田委員     ありがとうございます。最初に尾島委員がおっしゃいました点、そのとおりだと思います。新しい何らかの規制を導入したとすると、今問題になっている何が解決するのかということは明らかにする必要がありますと思います。その意味で、資料3の1.に「相談・苦情の発生状況の検証について」という、今後分析をするというお話がありましたけれども、海外アクワイアラー経由のところに問題が集中しているといろいろな方からご指摘があったと思いますので、苦情と言われている問題の中で海外アクワイアラー経由の取引がどのくらいの割合を占めているかを見た上で、今回新たに導入する規制はそういったものに対して効果があるのだ、というふうに説明がつかないといけないのではないのかと思います。分析の視点の1つとして、海外アクワイアラー経由かどうか、また海外アクワイアラーと加盟店の間に決済代行会社が入っている場合、国内の決済代行会社か海外の決済代行会社か、というどこの国の法に服する主体が関わっているのかを明らかにする必要がありますのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、今後の進め方ということで幾つかの貴重なご意見をいただいたかと思います。また、資料3にまとめられております今後の進め方でありますとか、このパブリックコメントの取扱いについては特段のご異論もございませんでしたので、この取りまとめで今後の検討を進めてまいりたいというふうに思います。

そういたしましたら、続きまして本日の議事次第の3番目になりますけれども、「加盟店調査の実施主体等について」、ご議論をいただきたいと思います。

まず、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長     それでは、お手元の資料4、資料5の両方をご参照いただきながらご説明させていただきます内容についてご確認をいただければと思います。

資料4「加盟店の調査等の具体化の方向性について（議論用たたき台）」というところでございますけれども、まず加盟店の調査について、ご議論用に、制度設計についてまとめさせていただいたものでございます。

まず1. 登録及び義務の主体ということで、アクワイリングサイドのどのプレーヤーに義務を課すのかというような考え方について整理をしたものでございます。以下の2案を

軸に検討してはどうかということで、A案、B案と書いてございます。

まずA案のほうでございすけれども、こちらにつきましては加盟店への実質的な影響力をもつのはだれかという観点から、アクワイアラーとPSPについて区別を設けずに、加盟店に立替金を交付する者について登録義務を課し、加盟店調査等の義務主体と位置づけるという案でございす。

資料5の左側に書いてありますのがこのA案でございす。すなわち、アクワイアラーと加盟店の間にPSPが入っていない場合はアクワイアラーに、それからアクワイアラーと加盟店の間にPSPが入っている場合には加盟店と直接立替金交付を行うPSPに義務をかけて、それで3つ目のところにありますようにアクワイアラーもPSPも登録を受けていないというものにつきましては無登録営業として禁止をするという案でございす。

他方、資料4のほうに戻っていただきましてB案でございすけれども、こちらにつきましてはカードビジネスの特性というものを踏まえまして、国際ブランドからライセンスの供与を受けて、取引関係上、加盟店でのカード利用を可能とする地位を有するアクワイアラーについて登録制を導入し、これを加盟店調査等の一義的な義務主体と位置づけるという案でございす。PSPと加盟店が契約を結んだだけではカードは使えるようにならなくて、結局のところ、アクワイアラーと契約を結ばない限りはそのカードが使えないということで、この根元にありますアクワイアラーに対して一義的な義務をかける。その上で、PSP等のうち加盟店の調査・是正を行う能力のある者をアクワイアラーが有効に活用できるように、PSP等について「加盟店業務代行会社」とここではしておりますけれども、こうした形で任意的な登録制を導入するとともに、登録加盟店業務代行会社がアクワイアラーと同等の義務を履行する場合については、アクワイアラーについての規制を軽減するというので、アクワイアラーに対して一義的な義務を負わせながらも、登録されたPSPがちゃんとその管理を行う場合には、そのPSPの下にぶら下がっている加盟店の調査等についてアクワイアラーの義務を軽減するという案でございす。

2.にまいりますけれども、加盟店業務会社についてはA案、B案いずれについても、以下のような措置を検討してはどうかというふうに考えております。まず登録制でございすけれども、加盟店業務会社に対し経済産業省に備える登録簿への登録を求めるということとしてはどうか。それから、国内の販売業者及び役務提供事業者、まとめて「販売業者等」と言わせていただきますけれども、そここの加盟店契約の締結及びこれに基づく取引の遂行については、日本の国内に営業所等を設けて登録を受けた法人でなければ業とし

て行うことができないこととしてはどうかということでございます。

次のページにまいりまして、加盟店との契約に係る確認義務等ということでございます。これもA案、B案共通でございますけれども、加盟店契約を締結する際には、当該販売業者等について、名称及びその所在地、代表者の本人特定事項等を確認し、その記録を作成・保存することとしてはどうかということで、この①、②以外のものについてどこまで求めるかということもご議論、ご検討の対象になるというふうに思っております。

その際の参考としては、割販法上の個別信用購入あっせん業者による加盟店調査でありますとか、古物営業法上のいわゆるモール事業者による本人確認、それから犯収法上の特定事業者による特定取引の際の取引時確認等がございます。ただ、具体的な確認項目、それからもう一つ重要なのがその確認方法、これによって随分負担が変わってくるわけでございますけれども、こうしたものの検討においては、加盟店業務会社における業務負担が著しく過大となって、かえって実効性を損なうことがないか、それから加盟店拡大ひいてはキャッシュレス支払手段の促進について過度な萎縮効果を生じないか等についても考慮することが必要ではないかというふうにさせていただいております。

2.3 の業務運営に関する措置でございますけれども、こちらにつきましては、登録加盟店業務会社につきましては、例えば、業務委託の場合の委託先の管理ですとか、イシューアから苦情を伝達された場合に必要となる対応、それから初期審査や途上審査に必要な体制等を確保するための措置を講じなければならないこととしてはどうかということでございます。

ここまでが共通でございますして、加盟店業務を行う者に対しては登録を求めた上で、海外の事業者については国内拠点を設置していただく、その上で加盟店契約時における確認義務、それから業務運営に関するための体制整備のようなものを求めるということになります。

3 ページにまいりまして、B案につきまして、加盟店業務代行業者に関する措置の検討についてご説明をさせていただきたいと思えます。仮にB案に立つ場合には、加盟店業務代行会社について、概ね以下の内容の任意的登録制、行為義務及び措置義務等を検討すべきではないかというふうに書いてありますけれども、まず任意的登録制と書いてございますけれども、加盟店契約の締結に対して、登録加盟店業務会社若しくは販売業者等の代理、それから媒介又は取次ぎを業として営む者ですとか、登録加盟店業務会社との間で代行会社が加盟店契約を締結し、当該加盟店契約上の地位に基づいて他の販売業者等に対してク

レジットカードでの支払を許諾することを業として営む者等について、登録を受けることができることとしてはどうかということになります。①～④につきましては想定される形態を広く書きましたけれども、ここは具体的にこれだけでいいのかとか、あとは注の7に書かせていただきましたけれども、もう少し包括的に書く方法がないのかということについても検討していく必要があると思っております。包括的に書くとした場合に、「加盟店業務会社が加盟店業務を行うにあたって使用する者」等というのが一案としてあるのですが、ちょっと広く読めすぎるかなという気がしております、この辺につきましてはまたご意見を承りながら適切な表現を探していきたいと思っております。

この登録につきましては同様に、日本国内に営業所等を有する法人でなければ受けることができないというふうにしたいと思っております。

それから3.2でございますけれども、登録代行会社の行為義務及び措置義務等ということで、(1)に書きましたけれども、登録代行会社は登録加盟店業務会社に準じて、加盟店契約時確認等を行う義務等及び業務の運営に関する措置を講ずる義務を負うこととしてはどうかということで、加盟店業務会社と同等の義務を負うということにとしてはどうかということでございます。それから通知義務ということで、登録代行業者は、加盟店業務会社とか販売業者等に対し、書面でその商号・住所・登録番号等を通知しなければならないということにとしてはどうかということでございます。

4.にまいりますけれども、登録代行会社が介在する場合の特例として、仮にB案に立つ場合でございますけれども、加盟店業務会社に対して登録代行会社を選好するインセンティブという観点から、例えば加盟店業務会社の措置義務等について登録代行会社による代替履行を認める、それから国内拠点設置等の一定の登録要件の緩和を認める等の特例を設けてはどうかということで、B案については若干誤解なきように申し上げておきますと、アクワイアラーがとにかく一義的な責任を負う、そうした上で登録を受けたPSPを使う場合にはその義務を軽減するということなので、そういう前提でありますけれども、登録を受けたPSPを使うメリットがなければあえて登録PSPを使うということが進んでいかないわけですので、ここに書いてあるような義務の免除とか、そうしたものを検討してはどうかということでございます。

加盟店につきましては、これはA案もB案もいずれも共通なのですが、アクワイアラー、PSPだけではなくて加盟店も全部海外にいるような場合につきましては、もちろん国内に所在する加盟店の範囲をどれだけ広くとれるかという問題ではありますけれ

ども、それでも、どうしても海外の模倣品通販サイトみたいに海外としかいいようがないようなものがありますので、こうしたものについては特商法における表示等についても検討すべきではないかということで、中間論点の整理に沿って記載させていただいております。

その他の検討事項でございますけれども、無登録業者についての対処ということで、どちらのほうも無登録業者についての対応というのは検討する必要がある。

それから、登録取消し等の場合ということで、こちらにつきましても、これまでアクワイアリングサイドについてはルールがなかったわけですが、間に入っているアクワイアラーとかPSPの登録の取消しのような事態があった場合に、その後の加盟店契約関係等について、何らかの調整的規定を検討すべきではないかということでございます。

6.3 は行政監督ということで、いずれの場合におきましても、ここに書いてございますような報告徴収から取消し等の処分を行うことができることとしてはどうかというのと、あと特に必要がある場合には、登録加盟店業務会社ですとか登録代行業者の委託先に対しても、報告徴収・立入検査等を行うこととしてはどうかということでございます。

最後にまとめと補足的に申しますと、A案とB案のそれぞれの発想といいますか、A案につきましては、ある意味いわゆるハードロー、法律できっちりと対処する、法律のみで対処するということを中心に考えているようなものでありまして、まだ間に入っているPSPの中で加盟店管理が十分できていない人がいる、そういうようなことで、その人に対して直接義務を課すという発想でございます。一方でB案につきましては、カード取引の場合というのは国際ブランドのルールというものがございまして、アクワイアラーにつきましては国際ブランドがライセンスを受けて国際ブランドのルールに沿った業務運営を行っているということで、そういう国際ブランドですとかアクワイアラーの法令遵守みたいなものを活用しながら、言ってみればハードローとソフトローを組み合わせで対応を考えているという案というふうにいえるかと思えます。

例えば、A案のほうで申しますと、例えば真ん中のPSPに登録義務がかかるということになって、立替金を交付するということで実効的な管理を行えるという面はあるのですが、けれども、必ずしも実効的に管理を行える体制を皆さんもっているかどうかというような問題もありますので、その登録を受けたとして、その人たちがきっちりと管理を行えるかどうかというのは法律のほうで、運用の中でみていかなければいけないという面があるかと思えます。A案の場合におきましては、登録を受けられない人については素直にその市

場から退出するか、それとも法律からみえないところでビジネスを継続するというようなことのおそれもあるのではないか。これを当然、法的な枠組みでいえば発見して、告発して処罰するということなのですが、これがなかなか難しい問題であるということはあるかと思います。

それからB案のほうでまいりますと、そういう意味でいうとPSPについて同じように申し上げますと、登録を受ける人、それから受けない人、両方出てくる。登録を受けない人についても補助的な業務という形にはなるとは思いますけれども、こうした形で業務を続けることが可能だということで、そういう意味では法律の中でビジネスを行うということが可能であって、中期的には例えば登録を受けたPSPのほうに収斂していくということがあると思いますけれども、そうした法の枠の中でその変化を促していくというようなことが期待できるのではないかと考えております。もちろん両案、メリット、デメリットがあると思いますけれども、そういう意味でいうと、A案については法律でとにかく何とか悪質な人が出ないようにしようということ、B案については法律と国際ブランドのルール、それによる指導というようなものを組み合わせていこうという発想かなと考えております。

○山本委員長　ただいま資料4、資料5について事務局のほうからご説明をいただきました。ただいまから委員の皆様からご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。きょうはこれが最後の論点ですので時間はかなりありますので、十分に皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、皆様のお手元に委員提出資料ということで、本日ご欠席の池本委員からご質問、ご意見のペーパーが出されております。このご質問等に対する応答に関しましては、委員の皆様から出された論点とこのペーパーの内容と関連する場合にはその中で滑らかに事務局のほうからご説明をいただく、そういう形でこのペーパーに対する応答とさせていただきますと考えております。

このA案、B案、これはなかなか難しい問題で、多分国際的にもなかなかこういうスキームはないので、前人未踏の分野をこれから開拓していくことになると思われましても、今後の具体的な検討をより深掘りして行っていくに際しましても、きょうの議論は非常に重要な節目ということになると思いますので、存分にご意見、ご質問をちょうだいしたいというふうに考えております。

それでは、ご発言があります委員におかれましては挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。丸山委員、お願いします。

○丸山委員　　済みません、A案、B案の話に入る前の前提として言葉の意味の確認をしたいのですが、池本委員の提出ペーパーにも書かれているのですが、資料4の3のところに出てくる登録代行業者が介在する場合の「代替履行」の意味なのですが、通常「代替」というふうに言った場合は一時的な義務を負う主体は変わらないけれども、代わりに履行はしてもらって、したがって義務違反の場合の行政処分の対象は相変わらず加盟店業務会社だというイメージをもちやすいのですが、そういったことではなくて、登録代行会社が介在する場合は一次的義務を負う主体が変わる、つまり調査義務違反があった場合の行政処分の対象が変わるという意味で理解してよいのか、この点をまず出発点として確認させてください。

○山本委員長　　それでは、これは事務局からご説明をお願いします。

○苗村商取引監督課長　　そちらについても今後の議論の中だと思いますけれども、「代替履行」というふうに書いておりますけれども、いわゆる法律的な代替履行というカチツとした意味ではなくて、アクワイアラーに代わって登録PSPがその義務を負うときにはそちらが加盟店調査の責任を負うという意味でご理解をいただければと思います。ただ、それを修正するものとして、アクワイアラーに対して例えばPSPを適切に選ぶとか、監督するとか、そうしたものをどの程度課すことがいいのかどうか、極端な場合は不要といえるのかどうかということについては今後の議論を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

○山本委員長　　ということで、池本委員のご質問のペーパーの2ページの上のところ、「代替履行を認めるとアクワイアラーの加盟店調査措置義務が免除されるということでしょうか、または登録代行業者が義務不履行の場合はアクワイアラーの義務不履行となるという意味でしょうか」という点につきましては、基本的には前者の意味でこのペーパーは作成されている。ただし、プラスアルファの調整の余地はある。今そういう回答であったかと思しますので、その前提でご議論いただければと思います。

ほかにご発言はございますか。鈴木委員。

○鈴木委員　　済みません、質問なのですが、このB案なのですが、先ほど池本委員のご質問にあったと思うのですが、そもそもなぜPSPを任意とするのかというところが一番の疑問なのですが、現在、消費者庁でも決済代行会社について登録制度を行っていますけれども、やはり任意なので、登録している会社数がそれほど多くなくて、相談現場で正直に言って活用する場面はそれほど多くないのですね。それと同じようにな

ってしまわないのかなというところと、どのぐらい実効性があるのかということで、このB案にすることによって得られる利点は何なのかということと、実効性の確保についてはどのようにお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○山本委員長　では、これも事務局から。

○苗村商取引監督課長　池本委員のところにも書いていただいているものも含めてご説明をしたいと思いますけれども、まずPSPの任意登録というところがそういうふうな形でつい目が行きがちなのですけれども、B案の肝といいますか、そこはアクワイアラーに一義的な義務をしっかりと課すというところがございます。逆に、国際ブランドからしっかりとライセンスを受けている人たちに一義的な義務を課して、任意で登録を受けたというふうに言っていますけれども、そういう意味では、登録を受けてしっかりした体制が整っているPSPを使う場合にはその下にぶら下がっている加盟店に対する加盟店調査とかを免除するというので、あくまでアクワイアラーに義務を課するというのがこのB案の肝でして、現状はアクワイアラーに対して何ら義務はかかっていませんので、結局PSPについても全く指導とかそういうものというのは法律上は何も求められていないという形になりますので、そこがB案にしても、A案の場合でも若干そうなわけですけれども、アクワイアリングサイドに対してきちんと義務をかける、アクワイアラーに対して特にB案の場合は義務を一義的にかけるということで、アクワイアラーを通じた指導とか、そういうようなものが期待できるというのが一番大きいのではないかというふうに思います。アクワイアラーに一義的な義務をかけるそのメリットとしては、まずはカードビジネスの場合はアクワイアラーと契約を結ばない限りはどう転んでもクレジットカードを使えないわけですし、結局A案の場合は立替金交付ということで加盟店との関係で一番近い人ということだったのですが、B案のほうは、要は国際的なカードの決済ネットワークにつながる根元の人を押さえるという発想で、その人たちについては、そういう意味では国際ブランドから直接の指導も及びやすいということで、むしろ特にクロスボーダーの場合には実効性が高いということになるのではないかと考えてございます。

○山本委員長　ということで、資料5をごらんいただきますと、A案だとアクワイアラーの中でPSPにつながっているところは白になっていて、ここは何もかからない。こA案では、ブルーになっているところにこの措置がかかる。B案ですとアクワイアラーのところが全部ブルーになっていて、ただ、真ん中のアクワイアラーの※印がさっき丸山委員から質問のあったところで、そこは一応出発点として全部ブルーがかかっているけれども、

登録 PSP を使う場合はそこが白に変わる、こんなイメージで両方をごらんいただけると少し理解の助けになるかと思いますので、この表などもご参照いただければと思います。

ほかにご発言はございますか、岩崎委員。

○岩崎委員 A 案と B 案についてなのですが、これまでの委員会の議論を踏まえますと、PSP の定義は行わず、加盟店に立替金を交付するという行為に着目しようという話で収束したかと思います。その議論を踏まえますと、A 案のほうがより適しているといえるのですが、ただ 1 つ気になりますのは、先ほど事務局の方から、A 案は法律のみで対処する、B 案のほうは法律と国際ブランドルールで対処するという点です。恐らく国内だけの世界でしたら法律だけで対処するので十分ですが、どうしても海外のプレーヤーとの話になってしまいますと、法律だけでは対処し切れないというのが恐らく現実かと思います。そうすると、国内だけでなく海外のプレーヤーも巻き込む、特に国際ブランドとの連携が非常に重要になります。パブリックコメントでもやはり国際ブランド会社との連携が必要ではないかというコメントが出ていました。それを考えますと、恐らく国際ブランド会社としましては、アクワイアラーにはグリップは効きますけれども、PSP はそこから離れていってしまうので、国際ブランド会社の協力を仰ぐ場合にはやはりアクワイアラーに一義的な責任を負わせるほうが国際ブランド会社としても対応しやすいのではないかと考えます。それを踏まえますと、実効性という意味では B 案のほうがいいのかと考えております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか、二村委員、お願いします。

○二村委員 私自身も B 案のほうがいいかなと思っております。幾つか理由がありまして、1 つは、A 案で行った場合に立替金を加盟店に対して支払う主体というところで切り出すわけですが、これでやっていくとパブコメのご意見の中にもあった例えば百貨店やショッピングモールはどうするのだというような、自分たちの営業の中で全般として対処している部分について一部だけ、カード決済というところだけ抜き出して登録制その他を入れるということになりはしないか、それは非常にアンバランスではないかというご指摘もなるほどごもっともという部分がございますし、その観点からすると A 案は若干実態から見ると広い部分が出てしまうのではないかと。それから、この観点から切り出すと、PSP の登録を求める範囲というのが相当広がって、これは実際に行政コストというところで考え

ていった場合にどうなるのだろうかというようなこともやはり抜きにできないのではなかろうか。一方で、B案のほうで行きますと、これはPSPが自ら選択をする、なおかつそこにアクワイアラーの選択が入るということで、民間の自主的な動きの中である程度選択がされていく。自分たちで必要な規制を遵守できるという自信があるところは登録を受けようし、そのほうが世の中的にも当然評価はされる、登録を受けている者のほうが当然より評価はされやすいという関係に立つはずですから、ある意味では競争の中でのセレクションが働いていくだろう。それともう一つは、「PSP」と一口に言っているのですけれども、決済代行の会社さんというのはカードだけを扱っているわけでは決していないわけですね。電子マネーも扱っていればコンビニ決済も扱っている。ごくごく一部のカードのためだけに登録義務を課して、ほかの例えばトランザクションとの関係でそれだけのコストを全体として付加するのかなという問題も出てくるかと思うのです。そうすると、カードはほとんど扱っていませんというPSPが仮に存在したとすれば、その会社さんにとってはB案であれば登録をしません、電子マネーなりコンビニのほうに注力しますという、こういう選択が効くのだけれども、たまたまちょっとカードを扱っていれば登録を受けなければいけませんというA案よりは、そういう意味ではB案のほうがよりよいのではないか、こういうことを考えた次第です。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか、では、與口委員、お願いします。

○與口専門委員　　済みません、まだ考えがまとまっているわけではなくて、逆にいうと座長がおっしゃったように非常に難しい問題だというふうに考えておりまして、どういう制度がいいのかというのは実務者の意見も聞きながら研究をしていきたいというのが本音なのですけれども、そういう意味でB案というのも非常に魅力的だと思いつながら、この中にあるアクワイアラーが有効に活用できるというような概念というのが実際の実務において、今そういう関係性があるのかどうか、本当にアクワイアラーがPSPさんのほうをある種、峻別とか選別とか言ってはいけないのかもしれませんが、そういうようなこととか、セグメントするようなそんな立場に存在し得るのだろうかという点と、それから任意登録制のときに先ほどご説明をいただいたように3ページの4のところで特例をもって、これをインセンティブとして進むのではないかなというような形をご説明いただいたのですけれども、本当にこれでインセンティブが働くのかどうなのかというところが私自身も実務的に確固たるものがもてないものですからちょっとそこが疑問だというこ

とと、それから本当にこのA案、B案だけで、まあC案というべきなのかもわかりませんが、ほかに何かいい方法がないのかということについて十分な検討をしたことがないものですから、そういう意味で感想めいたことだけで大変恐縮ですが、そんなふうに感じましたというところです。

1点、済みません、すごく細かなご質問なのですが、3ページ目の通知義務というのが3.2の(2)にあるのですが、これというのは登録代行業者の方が書面でそういう加盟店の業務会社とそれから販売会社に通知をするということなのですが、この2つだけであれば契約関係にあるということなので通知も何も恐らく認識しているだろうと思うので、恐らくこの販売業者等の「等」のところなのだろうと思うのですが、これは何か「等」のところ想定されているところが一体どういうところがあるのか教えていただければと思っております。済みません。

○山本委員長     では、ご説明をお願いします。

○苗村商取引監督課長     まず最後のご質問の点で、「販売業者等」の「等」は1ページに書きましたように販売業者と役務提供業者ですので、済みません、法律上、書き分けているものですからそうしているだけでございまして、特にそのほかということではありません。

幾つかご指摘をいただきましたように、アクワイアラーが有効に活用できる存在かどうか、力関係の話かと思えますけれども、アクワイアラーに一義的に義務を課すということでアクワイアラーを中心にご説明しましたけれども、必ずしもアクワイアラー起点ではなくて、PSPも独自の判断として自ら登録を受けて、要は割販法上の義務を果たすことによってアクワイアラーとの契約における力関係みたいなものを向上させようとか、そういうインセンティブが働くわけですね。それで、逆に今、委員からお話がありましたように必ずしも受けたくないような人、カードの取扱いが少ないような人というのはそういう意味では登録を受けた人よりは取引上の地位は弱くなると思えますけれども、そうした人たちについても許容するという事で、むしろPSP側からの主体的な動きとしてもまさにどちらのほうに向かうのかということを決定できるということなので、そうした面もあるというふうに思っております。

インセンティブについては、具体的にどの程度のインセンティブが働くのかということも含めて、それが十分かどうかとか、インセンティブが大きすぎないかというようなことも含めて議論に今後なっていくのだと思いますので、その辺は具体的な議論の中でと思って

おりますけれども、例えば登録を受けた PSP を使う場合にアクワイアラーの義務を相当程度軽減するということになりますと、例えば海外のアクワイアラーのような人にとってみるとやはり、日本国内できっちり登録を受けた PSP を使うということについてかなりのインセンティブが働くと思います。法律の執行上の課題とかあるにしても、やはりビジネスを行う地域の法律に従わなければいけないという国際ブランドルールがありますので、そうした意味でいうと、やはりちゃんとした人を使って加盟店調査の義務については登録 PSP のほうに委ねるという面でインセンティブがかなり働く。その結果として海外につながったような場合に、きちんとしていないという言葉もちょっとアバウトすぎるかもしれませんが、ちゃんとしていない PSP を使うというようなものが減っていく方向に向かうというような効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか。では、丸山委員から。

○丸山委員　A案、B案とを比較した場合、B案のほうがいいのではないかと考えておりました。その理由としましては、国際ブランドとの連携がしやすい仕組みはどちらだろうという観点からみた場合に、先ほどほかの委員からもありましたように、B案のほうが仮にそういった連携しやすいのであれば、B案のほうが支持できるのではないかと考えた次第です。ただ1つ確認をしたかったのは、B案の真ん中の列なのですけれども、ここで PSP のほうに一次的調査義務などをおろしていった軽減する、この部分が白くなるということになるとA案に寄っていく側面がありまして、それでもなおかつB案のほうで国際ブランドとの連携がしやすいというふうにいえるのか、義務としてアクワイアラーのところに何らかの確認義務、提携する際の確認義務とか、その後も履行体制の実績を確認する義務を残していくということは考えられると思いますが、真ん中の類型を選択する場合について、A案、B案の違いというのが余りにも相対化されないのかという点が少し気になりました。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございます

それでは、藤原委員、お願いします。

○藤原委員　まだA案、B案、決めかねているのですけれども、なかなかB案も魅力的な考え方だと今、思っているのですが、頭の中でいろいろシミュレーションをするときに、それぞれのプレーヤーですね、国際ブランド、アクワイアラー、PSP、加盟店。これを加盟店の側からみたらどうなるのか、全く本当に変わらないのかということとか、あるい

はここでの登録というのは恐らく許可というよりは届け出に近いような、情報をとりますという登録を前提としていると思うのですね、行政コストとの関係で。そうしますと、実効性を上げようと思うと、結局仕組みとして、二重規制とはいいいませんが重複しないか、ここも整理をきちんとつけないとだめなのかなという気がしました。それは先ほどのご提案の、免除されて白くなっていった軽くなるという部分なのですが、どこをどこまで免除する、軽くするのかによっては二重になってしまい、二重にならないとすると、今度はブランドとの関係でいえば今もご意見が出たA案との差はどうかという、そのあたりが少し気になっています。それぞれのプレーヤーが最善を尽くすという意味で、カードという世界ではアクワイアラーというものがやはり肝になる存在なのだという意味ではB案は検討の価値はあるかなと今思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

沢田委員、お願いします。

○沢田委員　　ありがとうございます。B案を基本として考えつつ、幾つか確認をさせていただきたいのですが、資料4の1.、A案、B案のご説明には、どこにも日本要素が出てこないのですが、池本委員のご提出資料ではA案、B案の説明の中に「国内の加盟店」という言葉が出てくるので、当然の前提として、国内加盟店と契約する場合に限っているという理解でいいのかどうか、つまり何がしたいかということ、海外アクワイアラーの立場に立ってみると、例えばどこでもいいのですが、香港上海銀行だとかチェース・マンハッタンバンクが義務の対象なのか考えたときに、彼らのグローバルなビジネスの中で全く日本とは関係ない取引もたくさんしているわけで、それに関しては、日本政府がガタガタいう話ではないので義務はない。けれども、取引の中で、末端に日本国内の加盟店がいる場合には義務の対象だという理解でよろしいのでしょうか。

○山本委員長　　では、ご説明をお願いします。

○苗村商取引監督課長　　今おっしゃったとおり、国内に加盟店がいる場合を念頭に置いています。もちろん、実質的には国内にいるけれども、海外にいるように偽装しているような場合、どこまでとらえられるかというような話がありますので、その辺については今後検討していくということが前提であります、やはり直接、受けるものは国内の加盟店というふうに考えております。1ページの脚注の3にもありますように、その具体的なスケジュールについてはどうするかというのは、登記のような形式的基準なのか、実質的な基準みたいなものを入れ込めるのかというのは、済みませんが、引き続き検討させ

ていただく。海外の通販業者とかでたまたま日本にも売っているというような人については、割販法の中で何かやるというのはなかなか難しいのではないかな。もちろん、我々として今の段階で可能性を全部否定するつもりはありませんけれども、まさに規制を受ける側の予測可能性みたいなものとかを考えながら、その辺の線引きを考えていきたいと思っています。

○藤原委員 1点、確認。

○山本委員長 沢田委員、今の応答でよろしいですか。

○沢田委員 続きがありますが、どうぞ。

○山本委員長 では、まず藤原委員。

○藤原委員 先ほどの規制の話ですけれども、確認です。今後の議論だとは思いますが、B案であるとアクワイアラーが一応登録はされるとして、PSPにきちんとしたというか、人を選べば、例えば行為規制等はどういう関係にあるのか。完全に行為規制は外すとか、義務の免除という先ほどのインセンティブ、義務をどの程度免除するかということがさっきははっきりしなかったもので、二重になる可能性があるかなという意味で伺ったのですが、プレイヤーの力関係も会計してくると思いますが、そのあたりは今後の議論という理解でよろしいのでしょうか。

○山本委員長 それは最初の丸山委員のところにもあった論点で、今の段階でどの程度答えられるかわかりませんが、何か応答されることがありましたら。

○苗村商取引監督課長 そういう意味では個々の加盟店に対する加盟店調査のような義務については、登録PSPが行うものについてはアクワイアラーの義務を免除するということは二重規制のようなものを排除する意味では必要だと思います。その上で、アクワイアラーに関する義務を本当に真っ白にしてしまうのかどうか、これは丸山委員からもご質問があったようなことにも関係してきますけれども、これについては全く真っ白にしまうと結局A案と同じようになってしまうというようなことがありますので、例えば登録は免除しないのかどうかとか、さらに申し上げますと、アクワイアラーに対してちゃんとしたPSPを選定してくださいというような体制についてはお願いをするのかとか、その辺は少しそういう意味では真っ白ではないけれども、何らかの義務を残す。だけれども、個別の加盟店に関する調査みたいなものについてはPSPに委ねるというような方向ではないかと考えております。

○山本委員長 ほかにご発言ございますか、沢田委員、お願いします。

○沢田委員　ありがとうございます。先ほどのご説明であとは「国内の」という定義のつけ方の問題だということは理解できました。その上でアクワイアラーの、しつこいようですが海外の金融機関等の立場に立ってみると、何でこんな規制をかけられなければならないのかという疑問をもつと思うのですね。多分ほかの国にはないことだと思うので。そのときに説明の仕方として、インセンティブというお話がありましたが、国内の加盟店をしっかりと管理というか、調査をする、しっかりしたPSPを間に入れていてくれば余りうるさいことをいいませんからという意味だとすれば、とても現実的かなと思った次第です。ただ、そこは想像しているだけなので、本当に海外の金融機関等がそういう考え方を受け入れられるのかというところはディスカッションしていただく必要があるのではないかと、ブランドも含めて話していただく必要があるのではないかと、既にやっていらっしゃるのかもしれませんが、思いました。

次にPSPのところに注目してみると、PSP自身も海外に身を置いている場合もあると思います。任意の登録制でいいとして、国内に営業所をもっていないと登録できないというのはちょっとこのインターネットの時代に合わないかと思ったわけなのですけれども、海外にいながらにして日本の政府への登録ができるという仕組みは難しいものなのでしょうか、質問です。

○山本委員長　これはいかがですか。

○苗村商取引監督課長　資金決済法のような例を見ますと、国内に拠点を設けてもらうということは例としてあると思います。海外のままですとやはり執行の面とか、そうしたものの課題がありますので、もちろんそういう国内に拠点を置くことを求めることは正当化されるかという議論は当然必要だと思いますけれども、やはり実効性を確保する上で国内の拠点の設置を求めるというのは立法的には例があるというふうに思っています。それでこの点について申し上げますと、やはり日本の加盟店獲得について、特に海外のほうが多トラブルが多い、現時点ではさらなる分析が必要ということだと思いますけれども、そういうことになる、やはり海外経由のものについても国内と同様とまではいかないまでも、できるだけ実効性のある形で制度をつくらなければならないというふうなことを考えますと、やはり国内拠点の設置をルール化するということは1つのその対応を強化する、実効性を高める上での方策なのかなというふうに考えております。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか、大谷委員、お願いします。

○大谷委員　相談の現場からいうと、A案、B案という形で今回、ご提示されましたが、

今まで現行法では決済代行については何ら規制がなかったものですから、やはりその規制がないことによる解決がなかなかできなかったという側面がありますので、A案のほうが私は自然なのではないかというふうに思っています。ただし、B案の実態というのもまだ詳細にわかりませんので、これから議論を深めてくことによってまた考えが変わってくる可能性もありますが、2つばかり質問をさせていただきたいと思っています。

A案、B案、両方に関して、例えば加盟店の管理、加盟店確認であるとか、措置義務に対してその内容や水準というものに差があるのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。それと、B案に関してなのですが、B案は国際ブランドールの協力というのが必須ということになってくると思いますが、もし国内でこの法律違反を犯しているような事案が出た場合、どういう形で協力を要請していくのか、そういう決まり事みたいなものをどう考えているのか、この辺を今後どういうふうに措置をしていくのかというあたりもとても気になっております。

それともう一つ、またA案、B案とはちょっと離れまして、加盟店の確認義務の関係なのですが、このご提案の内容ですと、名称及び所在地、代表者の本人特定事項等を確認するという形で出ておりますが、これだけの確認ということであれば、やはり不十分なのではないかというふうに思います。確かに現地を調査しろとか、そういった過重なご要望をするつもりはないのですが、もう少し明確な確認項目というのは必要なのではないかというふうに思っています。

○山本委員長      どうもありがとうございます。

幾つかご質問がありましたので、お願いします。

○苗村商取引監督課長      それでは、最初にA案、B案のそれぞれで加盟店調査の内容、水準について差があるのかということですが、これについては同じというふうに考えております。

それから、B案の場合は国際ブランドとの協力の仕組みは不可欠だと思うけれども、それはどういうふうになるのかということでもありますけれども、悪質加盟店というのをどの範囲でとらえるかということがいろいろまた別途の問題としてあるわけですが、例えば国内で違法な取引をしている加盟店でありますとか、あとちょっと次元は違いますが、アクワイアラーとかPSPが日本の法律に違反している状態というようなものについては、国際ブランドのルール上も各国の法律に従ってビジネスをやらなければいけないという趣旨のルールがございますので、これまでのVISAの松田さんがプレゼンされたと

きもそうおっしゃってございましたけれども、そういうようなものについては国際ブランドとしても例えば無登録でバイナリーオプションを売っているような金証業者を排除するとかそういうようなことについてはご協力をいただいていたということがあります。一定の協力が期待できるのではないかというふうに思っております。ただ、具体的にどのあたりまで協力関係が構築できるのかということについては、少し我々のほうで国際ブランドとも意見交換をさせていただきながら固めていきたいと思っております。

それから、加盟店の確認義務の項目が1と2で書いてあるものだけでは不十分ではないかということですが、これにつきましてはいただいたご意見を踏まえながら、さらに検討していきたいと考えております。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか。沖田様、お願いします。

○沖田オブザーバー　済みません、オブザーバーの立場で恐縮ですが、実務の現場からのご意見を少し申し上げたいと思ひまして、まず個人的ですが、個社の部分としてはA案でも構わないというふうには感じてはおるのですが、業界全体としてはB案に関するような意見が主流でございます。なぜならば、繰り返しですが、アクワイアラーが認めなければPSPは営業ができませんので、その点が多くPSP事業者がそのように考える理由でございます。それからEC決済協議会のほうで各アクワイアラーさんのほうにヒアリングをさせていただいたのですが、その結果、アクワイアラーさんによって契約しているPSPの社数に結構開きがある。もう数社としか契約していないというアクワイアラーさんもいらっしゃる、2桁以上、かなり後半ぐらいなので10倍以上差があるようなケースも散見されたというところでございます。こういった実態を踏まえますと、B案のような形で任意登録しないPSPと契約するアクワイアラーが責任を負うという形であれば、それは仕組みとしてはしっかりと機能するのではないかなというふうには考えられるかと思ひます。

あとこれは個人的な部分ですが、A案の部分のPSP、この一番右のケースのような無登録営業の場合、当然これはPSPが処罰を受ける対象ではあると思うのですが、そのようなケースにおいても契約しているアクワイアラーは必ず存在するわけですので、そのアクワイアラーがA案をとることによって結果としてそういった意識が希薄になるというようなことであれば、それはちょっといかがなものかなというような気はいたします。

あと委員の先生方のご発言の中の部分として、少し実態からしますと、ご指摘は皆さん

非常にそのとおりだと思っております、例えば立替金の振込主体、A案をとる場合、登録事業者は多くなるのではないかというところについては、これはそうではないかなというふうに思われまして、やはりいわゆる PSP としての業務は希薄であるにもかかわらず、立替金の振込主体であるというケースは、これは往々にして存在し得ます。その場合、逆にきちんと例えばセキュリティとかそういったものを行っていないような、行っていないというか、事業特性上、直接かわりづらいような事業者もありますので、そういった場合にセキュリティをどう担保していくのかというところは考えられるかなというように思います。

今度はB案の場合に、アクワイアラーがちゃんと PSP を選別できるかという観点については、いわゆる零細ですか、中小の PSP に関してはかなりアクワイアラーとしては強い立場をもって交渉に当たれるのではないかと思いますのですが、一方で大手というか、取引量の多いような事業者に対しては PSP のほうが優位に交渉を進めるケースというのも存在し得ると思います。そういう中で実態として懸念されるのは、大手ですとか取引量が多いから必ずしも審査の部分が健全であるとは、これは一致するものではありませんので、そういった意味ではアクワイアラーが取引ボリュームを稼ぎたいというような、商売優先の結果、審査を緩くしてしまうというような形になると、これは機能していきませんので、民間企業はそれぞれですので、やはりそこにきちんと経済合理性が働くようなそういった制度設計、逆に審査を緩くすることによって利益を得てしまうという形にならずに、幾ら相手がボリュームが多くてもしっかりとやらないと逆に処罰があるのか、もしくはしっかりとした業者を選ぶことによってインセンティブがあるのかといったところを確立していただく必要があるのではないかというふうに感じます。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　A案、B案、どちらがいいかというのはまだよくわからないのですが、A案のほうが行政規制によって取引の適正化を目指すという点では行政機関の判断で迅速、柔軟な対応が可能ではないかとは思われるのですが、このB案については先ほど来国際ブランドとの連携がということなのですから、その協力関係がどのぐらい構築できるものなのかというところで、その辺の確保、その辺が十分、何というか、ここまでできますよというか、それがわからないと実効性の確保の点でちょっと疑問が残ります。

○山本委員長　これはご意見ということで、ほかにご発言はよろしいですか。

先ほど来からちょっとメンションされております資料4の1の注の3、これは法技術的な問題であり、今後、国内外の類似法制の状況などを踏まえつつ検討していくということになりますけれども、もし委員の皆様でこのあたりにご知見のある方がおられたらこのあたりもご発言いただけるとありがたいところですが、特によろしいでしょうか。

それでは、この論点に限らず、ほかにもまだ時間はありますので、せっかくの機会ですので、何かご発言があったらお願いしたいと思いますが、いかがですか。それでは、島貫様、よろしくお願いします。

○島貫オブザーバー　アドバイザーの立場で申しわけございませんけれども、実務を担当しているカード社会の立場から申し上げますと、A案、B案の比較というふうな観点で行きますと、弊社の場合ですとB案がビジネスの現状には非常にフィットしているなということです。やはりクレジットカードビジネスはどうしてもイシューアーとアクワイアラー間で成り立っていると、カード会社間ではですね。1つは、しっかりアクワイアラーが加盟店の責任を負うということ、PSPを含めて責任を負うというのが、弊社の場合はそういうふうな立場で今ビジネスをやっていますので、先ほどPSPのどのぐらいの契約者数かというのもありましたけれども、現在、マーケットに100近くあるというふうに一説では言われておりますけれども、その中で弊社の場合はかなり厳選して20社程度の業者さんと取引をさせていただいているというようなことで、ここを弊社としての視点でしっかりみているというところだと思っております。

もう一つ、売上が不正だった場合、1つの方法としてチャージバックというのがあるわけですが、これはイシューアーからアクワイアラーに売上は戻るわけですが、そういった意味でもアクワイアラーの責任は明確にしておくB案のほうがそういった制度の活用というものを含めて、現状からは一番フィットしているのではないかというふうに感じます。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

ほかにございますか。丸山委員、お願いします。

○丸山委員　確認なのですが、資料4の注の3に関連してなのですが、加盟店が海外にあるような場合、様々な有料情報サイトも考えられますし、ブランドとか化粧品とか健康食品といった商品を海外から購入するというケースも想定されます。加盟店が海外

にあるという場合は、これは登録 PSP であろうが登録されたアクワイアラーであろうが、そこで何か問題が生じても割販法のこういった規制のスキームには乗ってこないという、それを出発点の理解としてよいのかということと、あとはやはり国内なのか海外なのか、加盟店の所在によって規制ができる、できないが分かれる決定的な理由というのをわかりやすく教えていただけるとありがたいと思います。

○山本委員長　　お願いします。

○苗村商取引監督課長　海外経由の取引でやはりトラブルが出ているということで、事務局としてはできるだけ幅広いところまで仕組みの中に入れ込みたいなと思っているわけですが、それを考えたときに、加盟店が国内に所在するというのはギリギリ何とかほかの立法例をみてもできるので、これもそう簡単ではないと思っているのですが、特に海外に加盟店まであって、加盟店契約も純粋に海外の法人同士でやられていて、たまたま日本に売っている。個社名は挙げられませんが、大手の世界的な通販サイトが日本の消費者にも販売をしたり役務を提供したりしているというような場合まで、国内の割販法でやるのはなかなか難しいのかなと。そうなってくると、加盟店のさらに先に消費者みたいな人がいますので、加盟店とその消費者との関係を規定する法律ならまだほかの例もあるので、加盟店契約自体をとらえに行くとすると、さらに一段というか、相当な段差があるなという感じで考えております。

○山本委員長　　よろしいですか。

○丸山委員　　はい。

○山本委員長　　沢田委員。

○沢田委員　　そういうご事情もよくわかりますところ、先ほどC案という話も出ましたので、十分に考え抜いた案ではなく、思いつきのように申し上げて恐縮です。行政規制で執行の可能性とか実効性を考えると、どうしても国内に拠点というのが要件になりそうな気がするのですが、ちょっと考え方を変えて、例えば任意の登録制度だけでも、登録していないところが間に入っていた場合には取消可能とか、民事的なルールを持ち込むことによって越境の行政執行の課題を回避することはできないのだろうかと考えました。ただそれを法律に書くとなると本当に書けるのかという問題があると思うのですが、法律ではない考え方もとれるとすれば、チャージバックの話も島貫オブザーバーから出ましたが、チャージバックルールの中に、日本に関しては登録されていない PSP を介した取引をチャージバックリーズンとして認めるというように、形式的にわかることで事由を1つ

追加してもらって、それによって問題状況を少しでも改善するということはできないかなと、思いつきで済みません、以上です。

○山本委員長　ご意見ということか、あるいは何かほかの委員からもそのようなご提案についてご発言がもしあれば承りたいと思いますが、取消可能というのは何を取り消すということなののでしょうか。消費者と……。

○沢田委員　もとの取引。

○山本委員長　購入者とイシューとの契約関係を取り消す、そうするとそれはもうほとんど既払い金返還の世界ですね。そういうことをおっしゃっているのか、それともその後のチャージバックとの関係をいわれているのか、もうちょっとご説明を。

○沢田委員　チャージバックとの関係です。取消可能と申し上げたのはかなり乱暴でしたが、決済を差し戻せるという意味で言いました。

○山本委員長　チャージバックリーズンに加えると、そういう趣旨ですね。

○沢田委員　はい。

○山本委員長　わかりました。

よろしいですか。

○二村委員　済みません、ちょっと確認のためにご質問させていただきたいのですけれども、無登録のPSPを経由しているということなのですから、そのこと自体が直接そのもととなった販売契約とか役務提供の契約の問題につながるのかどうかというのは少し疑問があって、たまたま経由したところがそうだっただけで、商売としては非常に真っ当だということもあり得ると思うので、どういう趣旨なのかももう少しご説明をいただけないかと思います。

○沢田委員　任意登録だと登録してくれないではないかという話が当然ありますので、できるだけ登録するインセンティブをもってもらおうという目的なのですから、もちろん登録していないからといっていけないことをしているわけではないと思いますが、登録されればPSPにやってほしいと思うことをやってくださいといえる。先ほども申し上げましたが、海外にいと登録できないというのは、期待されているPSPの役割を全部果たそうとしており、その能力があるにもかかわらず登録できないというのは余りよくないかなというのとセットです。海外にいても登録することができる。それなのに登録する気がないというときに、これはペナルティという意味ではないのですけれども、何かできるようにしておけないものかと思ったのです。ご指摘はそのとおりだと思います。登録していない

で商売するのが悪いというわけではないので、そこは非常に工夫が必要だと思います。

○山本委員長　どうもありがとうございます。

ほかに、今の件に関連してでも、あるいはほかの点でも、ご発言はございますか、特によろしいでしょうか。

要するに規制の実効性を確保するためには国内に拠点がないとなかなか難しいという観点、これは事務局とかこのペーパーの観点ですけれども、沢田委員は事業展開がよりできるように真っ当な加盟店は海外にいる場合にも登録できるようにしようということで、どちらの観点を重視するかという問題点が指摘されたかというふうに受け止めておりますので、そのあたりも含めてさらに検討してまいりたいと思います。

ほかに特にご発言はございませんでしょうか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　資料４の２ページの加盟店との契約に係る確認義務等のところなのですが、先ほど大谷委員もおっしゃっていましたが、名称及びその所在地、代表者の本人特定事項等だけではないとはもちろん思いますが、これだけではやはり不十分ではないかなと思います。というのは、悪質業者の場合はバーチャルオフィスであったり、電話番号や担当者の名前しかわからなかったりすることもままありますので、代表者にしても全く関係ない人物を充てたりしているというところもありますので、それにまた業態が途中で変わったりということもあります。ですので、別に現地調査が必要だというつもりは全くないのですけれども、これだけではなくて、その他についてもちょっと検討が必要ではないかと思います。

以上です。

○山本委員長　では、二村委員、お願いします。

○二村委員　加盟店との契約の際にどのような調査をするかということが今出始めているのだと認識しておりますが、この点に関して、例えば池本委員から、販売する商品であるとか販売方法であるとか、非常に幅広いご提言が出ていたりしています。ただ、これらが今この審議会の前半で問題になっていた例えば模造品、コピー商品の販売ですとか、いわゆる出会い系と呼ばれる取引であるとか、この辺に問題が起きているのではないかというものに対してどのように有効かというのが私自身は全くわからないのですね。例えば、バッグを販売していますという商品の販売方法を言われたとしても、それがブランド品であるかどうか、偽物であるか本物であるかというのはその販売商品を聞いたところでわからないわけです。それがブランド品ですとって、じゃあ真贋までチェック

せよという、ブランドというのは国際ブランドという意味ではなくてブランド品ですね。このブランド品が偽物であるか本物であるか判別ポイントというのは、これは非常に高度な秘密になっていて、外部には明かさないことになっているわけですね。そうしないと模造品を簡単につくられてしまいますから。そうすると、カード会社の立場で何を調査すれば実効的に調べられるかということを考えたときに、例えば犯罪行為に手を染めようとするやつが自ら名前を明かし、名乗って商売するだろうかと考えると、本人の確認をすることには相当程度意味があるだろう。ただし、それではその先、何をやれば調査をしたときに食い止められるかというのはむしろカード会社のほうがノウハウを積み上げているのであって、法律で一律にこれをやれば効果があるというふうに我々は判断できるのでしょうかという、その点については非常に疑問をもっているわけです。そういう観点から、この本人確認というところで一旦とめた上で、その先をどうするのか、そこはカード会社の今まで培ってきたノウハウに依存するのか、それともこういう方法であれば規制が可能だというものを探求した上で法律に書き込むのか、ただこれも時代の変化とともにどこまでが有効なのかというのは当然変わってくるわけですから、そう軽々に判断できるわけではないだろうと思っております。

○山本委員長     ありがとうございます。

この点につきましても、池本委員のペーパーの中にもその点について言及がございますので、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

ほかにご発言はございますか。よろしいでしょうか。さらに今、議題3についてご議論いただきましたけれども、本日の議題全般に関しましてさらに追加でのご質問、ご意見等がございましたらご発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それでは、事務局から何かご発言があるようですので、お願いします。

○苗村商取引監督課長     池本委員から発言メモが出ておりますけれども、この中で3ページの(2)からの後半のあたりですけれども、イシューから苦情が伝達された場合に必要となる対応ですとか、そうした場合、加盟店情報公開制度を活用するというような点につきましては、済みません、意見書でいただいておりますけれども、次回以降の、この議題を別途検討する際に触れさせていただくということにさせていただきたいと思います。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

委員の皆様から包括的に何か、今後の進め方等も含めてご意見はございますでしょうか。

それでは、特にございませんようであれば、本日の議論はこれで終了させていただきます。本日は皆様、大変有益なご議論をしていただきまして、まことにありがとうございます。

最後に事務局から、次回の日程につきまして連絡をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長      ありがとうございました。

次回は3月16日月曜日の13時から、議題につきましては、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否及び取引の電子化に対応するための技術的事項を予定しております。

○山本委員長      それでは、これもちまして、割賦販売小委員会の第8回を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——